

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

ミ・特原・50・90・125[桃]・125[白]

令和 年 月 日
つぎのとおり申告(報告)
及び申請します。
高槻市長 宛

受付印	申告の理由		種別		標識番号	
	新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
	☐ 購入 ☐ 譲り受け ☐ 転入 ☐ その他	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所・氏名 ☐ 標識番号 ☐ 排気量変更 ☐ その他	①□第一種 一般原付 (総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下) ②□第一種 一般原付 (総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) ③□第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下、長さ・幅・最高速度は下記参照) ④□第二種 乙 (総排気量90cc又は定格出力0.8kW以下) ⑤□第二種 甲 (総排気量125cc又は定格出力1.0kW以下) ⑥□ミニカー	⑦□農耕作業用 ⑧□その他 ()	☐ 大一高槻市 ☐ 高槻市	()
					納税義務 発生日	令和 年 月 日
					旧標識番号	

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地	部屋番号まで記入してください。		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. リース車 4. その他()		
		(フリガナ)		委任印欄	主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ		
		氏名又は名称				2. 高槻市		
		生年月日	昭・平 年 月 日	電話番号	車名	型式及び年式	原動機の型式番号	
	リース車の場合記入	住所又は所在地	部屋番号まで記入してください。		車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	
		(フリガナ)		委任印欄	アルファベットや数字の記入誤りにご注意ください。		種別②の場合は↓最高出力も記入 cc kW	
		氏名又は名称			種別欄③ 特定原付の場合のみ記入			種別欄② の場合のみ記入
		生年月日	昭・平 年 月 日	電話番号	長さ	幅	最高速度	最高出力
					1.9m以下	0.6m以下	20km/h以下	4.0kW以下
					m	m	km/h	kW
届出者	住所又は所在地			販売・譲渡証明書	上記 ①□第一種 一般原付(総排気量50cc以下又は定格出力0.6kW以下) ②□第一種 一般原付(総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) ③□第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) ④□第二種 原付 乙 ⑤□第二種 原付 甲 ⑥□ミニカー ⑦⑧□小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日			
	(フリガナ)				住所又は所在地			
	氏名又は名称				氏名又は名称			
	電話番号				電話番号 古物商許可番号			
この申告について、納税義務者本人から委任を受けていることを誓約いたします。					標識の返納の有無	標識を返納できない場合の理由		
本人確認資料 所有者・届出者					有・無	盗難・紛失・破損・その他		

(注意) 虚偽の申告又は報告をされますと、地方税法の規定により処罰される場合があります。 ※申告書の記載要領及び申告に必要なものは裏面に記載

※納税義務者が法人の場合は、委任印をお願いします。

種別②⑤
↓要確認
□白
□桃

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□に✓を記入すること。
なお、「種別」の欄については、該当箇所の□(チェック欄)のいずれか1つのみに✓を記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄の所有者と使用者が同じ場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄には、該当項目を○で囲むこと。また、「4. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については「1」を○で囲み、それ以外の場合については「2」の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 8 「最高出力」の欄は、排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□に✓を記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
①原動機の定格出力が0.6キロワット以下 ②長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下 ③最高速度が20キロメートル毎時以下

登 録 に 必 要 な も の	新車を購入した場合 (業者から購入)	廃車手続き済みの バイクを譲り受けた場合 (売買や友人等から譲り受けるなど)	高槻市内の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合	他市町村から 転入してきた場合	他市町村の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合
	・所有者の本人確認書類(写し可) ・販売証明書 (本人確認書類の例) 運転免許証、マイナンバーカード 健康保険証(資格確認書) 身体障がい者手帳、療育手帳 パスポート、在留カード 等 国・地方公共団体が発行して いる身分・資格証明書 ※有効期限内のもの	・所有者の本人確認書類(写し可) ・市町村発行の 廃車証明書(再登録用) ※ただし、売主が公安委員 会から古物商の許可を受 けている場合は、手帳(古 物営業法に基づく許可証) のコピー、販売証明書、 車台番号の石刷り(拓本) でも登録できます。 ※備考欄に自賠責保険等 の解除について記載され た廃車申告受付書は再 登録用の廃車証明書とし ての取り扱いはできません。	・新所有者の本人確認書類 (写し可) ・原動機付自転車申告済証 (紛失の場合は車台 番号の石刷り(拓本)又は 車台番号の写真や画像) ・ナンバープレート ・旧所有者の譲渡証明書 (住所・氏名・生年月日・ 連絡先を記載) 又は本人確認書類(写し可)	① 廃車手続きが完了して いる場合 ・所有者の本人確認書類(写し可) ・市町村発行の 廃車証明書(再登録用) ----- ② 廃車手続きが済んでい ない場合 ・所有者の本人確認書類(写し可) ・原動機付自転車申告済証 (標識交付証明書) ・市外のナンバープレート	・新所有者の本人確認書類 (写し可) ・原動機付自転車申告済証 (標識交付証明書) ・市外のナンバープレート ・旧所有者の譲渡証明書 又は本人確認書類(写し可) ※他市町村からの転入や他 市町村から市内への名義 変更の場合、申告済証(標 識交付証明書)が無ければ 手続きができません。先に 前の市町村で廃車手続き を行ってください。
	※各種証明書及び申告済証については必ず原本をご持参ください。				

＜ご注意とお願い＞

1. 高槻市に住民登録されていない方は、住民票所在地を確認できるもの(免許証の写し等)と、現住所、氏名が確認できるもの(公共料金の領収書や郵便物(公的機関からのもの等))をご持参ください。
2. 代理の方が手続きをされる場合は、所有者の本人確認書類、又は委任印欄への押印で手続き可能です。(法人の場合は必ず法人印が必要です。)また、代理の方の本人確認書類も必要です。
3. ミニカーの登録をされる場合は、所定の条件を満たしているかの確認のために、パンフレットの写しや輪距が0.5mを超える写真等の添付が必要です。
4. 排気量変更をして登録される場合は、排気量変更の報告書の提出が必要ですので、お問い合わせください。
5. 原動機付自転車申告済証の紛失により再発行する場合は、車台番号の石刷り(拓本)又は車台番号の写真が必要です。

この申告書は令和7年3月現在の地方税法に基づいて作成しています。